

「DX ベーススキル養成講座」開催事業委託業務 仕様書

1 目的

Setouchi-i-Base に集う起業家、フリーランス、会社員等を対象に、DX に加え、AI や IoT といった先端技術、デジタルマーケティング等の基礎について体系的に学習することで、DX 領域のベーススキル向上を目指す基礎講座をオンラインで開講する。

2 主催：香川県

3 講座の内容

(1) 定員：300 名程度

(2) 受講料：無料

(3) e-ラーニング講座：原則として、以下の①～③の内容を網羅すること。

① コモンコアパート

期間：1 カ月程度

学習時間：10 時間程度

学習内容：

- ・ Office 活用
- ・ SNS 活用基礎
- ・ デザイン思考
- ・ CX/EX
- ・ 新たなコミュニケーションツール

② DX 基礎パート

期間：1 カ月程度

学習時間：10 時間程度

学習内容：

- ・ データやデジタルの活用
- ・ 新規事業立ち上げ
- ・ DX のための組織・人事
- ・ タレントマネジメントシステム
- ・ Saas 基礎

③ テクノロジーパート

期間：2 カ月程度

学習時間：20 時間程度

学習内容：

- ・ Web 広告の概要～最適化
- ・ マーケティング DX
- ・ データ活用マーケティング

- ・ AI 基礎
- ・ IoT 基礎
- ・ 非エンジニアのための DX
- ・ RPA/ノーコード・ローコードとは

※期間はあくまで目安であり、受講者の進捗状況に応じ、前後しても差し支えないものとする。

※また、上記の学習内容を踏まえた上で、効果的と思われる講座があれば、内容の変更や追加の提案を可とする。

④実施方法：

- ・ e-ラーニング教材によるオンラインでの自習スタイルとし、学習時間と場所に制限を設けないこと。
- ・ 確認用テストを適宜実施することとし、学習内容の定着を図ること。

(4) ライブ講座

①申込者を対象に、ライブ講座をオンラインで1回以上実施すること。

②時期：令和5年8～10月（予定）

③内容：下記を参考に、地域のDX推進を担う人材育成に資する内容とすること。

- ・ DX とは何か
- ・ DX の成功企業とその特徴
- ・ 代表的なデジタルテクノロジー
- ・ DX でよく使われるビジネスモデル
- ・ DX の推進方法

④講義時間：60分程度

⑤ライブ講座はオンラインで開催することとし、Zoom ウェビナー等のウェビナーツールのアカウントは受託者において用意するほか、希望者に閲覧用 URL を案内できるよう、県と連絡調整を行うこと。

4 業務委託の内容：次の業務を実施すること。

(1) 講座内容の企画立案

①講座の全体計画を作成し、県へ提出すること。

(2) 講座受講希望者への対応

受講者の募集及び対応は県が行うが、受託者においてもウェブサイトでの告知など、効率的・効果的な広報に努めること。

(3) 講座の運営

①講座の開催期間は、令和5年7月から令和5年11月までの期間中、合計16週間以上とする。

※詳細な日程は県と協議の上、決定すること。

②必要設備

- ・ 受託者が利用するパソコン等の機器については、受託者において準備すること。なお、受講者が利用するパソコンは、各自が準備することとする。
- ・ 受講に必要なソフトウェア等の実行環境の構築については、受託者が受講者に対して必要な設

定、作業等を指示すること。また、必要があれば、推奨環境などの具体的な条件（OS、バージョンなど）を提示すること。なお、これらに必要となる経費は全て金額に含めること。

③人員の配置

- ・講座運営に必要となる人員を必要人数配置すること。
- ・講師に係る費用は全て受託者にて負担すること。

④受講者のフォロー

- ・できるだけ多くの受講者が講座を完了できるよう、受講者のフォローを行うこと。

⑤月報の提出

- ・開催期間中、受講者名簿および受講状況を記載した月報を提出すること。

⑥修了証書の発行

- ・講座を修了した受講者を対象に、修了証書を発行すること。なお、媒体は紙およびデータのいずれも可とする。

⑦事業完了報告書の作成

- ・事業完了後、完了報告書を提出すること。なお、完了報告書には、受講者名簿および受講状況に加え、受講者に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめ、記載すること。

5 その他

(1) 再委託の制限

- ・原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認めない。ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 個人情報の保護

- ・個人情報の取扱いについては、香川県個人情報保護条例など関係法令を遵守すること。

(3) 法令等の遵守

- ・使用者として、労働関係法令を遵守すること。

(4) 事業実施に付帯するその他の業務

- ・契約期間中の事業実施時及び事前打合せ、事業報告等打合せに係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て金額に含めること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。